

○豊中市伊丹市クリーンランド理事会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市伊丹市クリーンランド事務決裁規定（昭和38年組合訓令第1号）第3条第3項の規定に基づき、豊中市伊丹市クリーンランド理事会（以下「理事会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 理事会は、次に掲げるものについて、審議するものとする。

- (1) 豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）の議会に提出される議案
- (2) クリーンランドの運営及び新施設整備に関する重要事項
- (3) その他専務理事が審議することが適当と認めるもの

(組織)

第3条 理事会を組織する専務理事及び理事（以下「理事等」という。）は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、理事である伊丹市副市長が、その職務を行う。

(理事会の会議)

第4条 理事会は、理事等の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で可決し、可否同数のときは、専務理事の決するところによる。
- 3 理事会は、必要があると認めるときは、理事等以外の者を会議に出席させ、その説明及び意見を聞くことができる。
- 4 緊急その他やむを得ない理由のあるときは、専務理事及び関係理事に持ち回り会議し、理事会の審議に代えることができる。

(庶務)

第5条 理事会の庶務は、クリーンランド事務局において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は、専務理事が理事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

専務理事	豊中市副市長（クリーンランド事務担当副市長）
理事	伊丹市副市長
	豊中市総務部長
	豊中市都市経営部長
	豊中市環境部長
	豊中市財務部長
	伊丹市総務部長
	伊丹市財政基盤部長
	伊丹市総合政策部長
	伊丹市市民自治部長